

新宿の魅力開発・向上による観光活性化に向けた調査・検討業務委託
に係るプロポーザル募集要項

1 目的

新型コロナウイルス感染症は区内産業に多大な影響を及ぼしたが、今後は、入国制限の撤廃や円安等により世界的な旅行需要の回復が見込まれる。

このため、区内への観光客を増加させるとともに、区内で積極的に消費活動を行う仕組みを構築し、継続的に運用することで、観光産業への経済効果を波及させ、コロナ禍からの地域経済再生に向けた取り組みを推進する必要がある。

そこで、一般社団法人新宿観光振興協会（以下「協会」という。）は、最先端と伝統が共存し、文化、芸術、地場産業、エンターテインメントなど多彩な魅力にあふれる新宿において、こうした強みを活かすとともに、観光資源として十分に活用されていない隠れた資源を掘り起こし、新宿の多様な魅力を体感できるツアーの企画・実施を通して、観光客誘致と、地域経済再生を図るため、業務委託に係るプロポーザルを実施し、委託先候補者を選定するものである。

2 委託概要

- (1) 委託業務の名称 新宿の魅力開発・向上による観光活性化に向けた調査・検討業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日（日）まで
- (3) 委託内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 提案上限額 20,130,000円以内とする。
なお、上記金額には消費税及び地方消費税を含むものとする。

3 参加申込書

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

- (1) 参加申込書 別紙（様式1）のとおり
- (2) 申込方法 「11 担当」あてに電子メール・郵送・持参のいずれかの方法により提出し、必要に応じて到着確認の連絡をすること。到着確認をせずに、申出書が担当まで届いていない場合は申込が無かったものとする。電子メールによる場合、データ送付をもって受付可とするが、すみやかに原本を提出すること。
- (3) 受付期間 令和5年4月10日（月）～4月18日（火）17:00まで

4 プロポーザルに関する質問の受付及び回答

- (1) 提出方法 「11 担当」あてに電子メールで提出すること。（様式自由）
- (2) 質問受付期間 令和5年4月10日（月）～4月18日（火）17:00まで

(3) 質問回答期限および回答方法

令和5年4月20日(木)

全ての質問内容および回答を、参加申込書を提出した全ての団体にメールで通知する。

5 評価基準

(1) 一次審査

評価項目		評価基準
①	業務実績	地域の観光ビジョン策定、着地型コンテンツ造成等、本事業と類似する業務実績があるか
②	連携協議会・事務局の設置・運営	提案内容に説得力があり、具体的かつ現実的な提案がなされているか
③	ビジョン・将来展望の整理	提案内容に説得力があり、具体的かつ現実的な提案がなされているか
④	調査、マーケティングの実施	提案内容に説得力があり、具体的かつ現実的な提案がなされているか
⑤	アクションプランの作成	提案内容に説得力があり、具体的かつ現実的な提案がなされているか
⑥	観光資源の開発・磨き上げ(着地型コンテンツの企画)	提案内容に説得力があり、具体的かつ現実的な提案がなされているか
⑦	PR戦略、WEB情報発信	提案内容に説得力があり、具体的かつ現実的な提案がなされているか
⑧	モニターツアーの実施と効果検証	提案内容に説得力があり、具体的かつ現実的な提案がなされているか
⑨	業務実施体制	本業務を迅速に遂行できる人員が十分に配置されているか
⑩	スケジュール	業務全体のスケジュールは具体的かつ現実的か
⑪	見積金額	内容・内訳の妥当性があるか
その他		当協会の法人正会員に加点を行う

(2) 二次審査

①	業務理解度	業務の目的、条件、内容を理解しているか
②	地域との連携	区内の観光関連組織・事業者との協働・合意形成のもと戦略を推進するための具体的な仕組みづくりについて提案がなされているか
③	取組姿勢	熱心に取り組む姿勢をみることができるか
④	プレゼンテーション能力	提案の内容をわかりやすく、簡潔に説明することができるか

6 企画提案書等提出

(1) 提出書類

- ア 団体概要（様式自由、パンフレット可）
- イ 企画提案書（様式自由）

原則として下記に指定する順番にてA4サイズにて提出すること。

①過去3年以内に、本事業の内容に類似した実績
（※応募者が特定出来る事項は記載しないこと）

②企画内容

仕様書の「2 委託内容」の（1）から（8）について、提案内容及び具体的な手法について示すこと。また、独自の提案がある場合、内容が詳細に分かるように記載すること。

③体制図

仕様書の内容を円滑に実施するための事業実施体制図（協力会社等を含む）を示すこと

④全体スケジュール

事業全般を含むスケジュールを示すこと

ウ 見積書（別紙様式2）（⑩の評価項目とする）

独自提案がある場合は、様式2の⑨⑩に記載すること。なお、内訳詳細（数量・単価等）は別紙（任意様式）で示すこと。

(2) 提出部数

ア～ウは、応募者名を記載してA4サイズで1部ずつ提出すること（ウについては代表者印を押印すること）。さらに、イ・ウは、応募者名やロゴマーク等、応募者がわかる内容は一切記載しないものをA4サイズで8部ずつ提出すること。

(3) 提出方法

「11 担当」へ郵送（書留郵便に限る）または持参により提出すること。

(4) 提出期限

令和5年4月26日（水）17:00 必着（時間厳守）

7 選定方法

下記の通り、新宿の魅力開発・向上による観光活性化に向けた調査・検討業務委託選定審査会（以下、「審査会」という。）により選考を行う。

(1) 一次審査（書類審査）

評価基準に基づき、応募者の企画案が協会の求める水準に達しているか否かの審査を行う。水準に達している応募者が多数であった場合、上位3団体を選定する。全ての応募者に審査結果を通知する。ただし、評価基準を満たさない場合は不採用とする。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

令和5年5月18日（木）を予定。

一次審査を通過した応募者については、審査会による二次審査を実施する。プレゼンテーションに際しては、一次審査にて提出済の資料のみを使用すること。時間・会場等は、一次審査結果通知の際に伝える。

8 スケジュール（予定）

令和5年4月10日（月）	募集要項公開、参加申込書・質問 受付開始
令和5年4月18日（火） 17：00	参加申込書・質問 締切
令和5年4月20日（木）	質問回答
令和5年4月26日（水） 17：00	企画提案書等 提出締切
令和5年5月12日（金）	一次審査結果通知
令和5年5月18日（木）	二次審査（プレゼンテーション審査）
令和5年5月22日（月）	二次審査結果通知

9 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する欠格事由に該当しないこと。
- (2) 新宿区からの指名停止措置期間中でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていないこと。
- (4) 民事再生法（平成22年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

10 その他

- (1) 企画提案にかかる費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 各申込や提出にあたっては、必要に応じて到着の確認をすること。
- (3) 提出された申込書及び企画提案書等の所有権は協会に帰属するものとし、理由の如何を問わず返却しない。
- (4) 一次審査、二次審査、及び審査会の会議内容については非公表とする。結果の詳細についての問い合わせについては、これに一切応じない。
- (5) 受託事業者は、本業務を一括して第三者に委託することはできない。業務の一部についてあらかじめ協会の承諾を得たときは、第三者に委託することができる。
- (6) プロポーザルは当業務の契約を約束するものではなく、受託候補者を決定するものである。
- (7) プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、協会と協議を重ねて実施するため、必ずしも提案内容および見積金額に添って実施するものではない。
- (8) 受託候補者の決定後に業務の委託が困難となる事象が生じた場合、協会の判断により候補者の決定を取り消すことがある。

1 1 担当

一般社団法人新宿観光振興協会 安田・齋藤

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-8-2 B I Z新宿3階

電話 03-3344-3160 FAX 03-3344-3190

メール info@kanko-shinjuku.jp